

沖縄県立芸術大学研究推進委員会規程

令和3年4月22日

冲芸大規程第97号

(設置)

第1条 沖縄県立芸術大学における研究（研究的芸術活動を含む）を推進するため、本学に研究推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議・管掌事項)

第2条 委員会は次の事項を審議、管掌し、学長に意見を述べることができる。

- (1) 研究環境の整備に関する事。
- (2) 研究プロジェクトの運営に関する事。
- (3) 外部研究資金の獲得推進、運用に関する事。
- (4) 教員研究費の配分方法に関する事。
- (5) 教員の研究業績年次報告の作成に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 各学部の専任教員各3名
- (2) 全学教育センターの専任教員1名
- (3) 芸術文化研究所の専任教員1名
- (4) 学長が必要と認める者

2 前項第1号の委員は、全学教育センターの教員を除くものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げないが3年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学長が指名する委員をもって充てる。

2 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、学長が定める。

附 則（令和3年4月22日学長決裁）

この規定は、令和3年4月22日から施行し、令和3年4月1日から適用する。